

# 岩見沢市新病院建設工事基本設計業務に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

岩見沢市新病院建設工事基本設計業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の概要

- (1) 履行予定期間 契約締結日の翌日から令和6年3月中旬まで（14か月程度）
- (2) 業務内容 別紙 岩見沢市新病院建設工事基本設計業務仕様書のとおり
- (3) 担当部署 岩見沢市立総合病院 事務部 新病院建設準備室
- (4) 見積上限 277,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 趣旨

この要領は、本業務を委託するにあたり、事業者から技術提案を受け、柔軟な発想力や高度な設計・調整能力、病院建設に関する豊富な知識・経験及び質の高い建物を適正な建設費で整備するための資質を有する設計者を特定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものである。

## 4 プロポーザルのスケジュール

項目	日程
参加表明に関する質疑の受付期間	令和4年10月13日（木）～令和4年10月20日（木）正午
質疑に対する回答期限	令和4年10月21日（金）
参加表明に係る書類の提出期間	令和4年10月13日（木）～令和4年10月25日（火）午後4時
参加資格要件の審査結果通知	令和4年11月1日（火）
技術提案に関する質疑の受付期間	令和4年11月1日（火）～令和4年11月8日（火）正午
質疑に対する回答期限	令和4年11月15日（火）
技術提案に係る書類の提出期間	令和4年11月1日（火）～令和4年12月12日（月）午後4時
辞退届の提出期限	令和4年12月2日（金）正午
一次審査（技術提案書等の審査）	令和4年12月23日（金）※予定
一次審査の結果通知	令和4年12月26日（月）※予定
二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリングの審査）	令和5年1月12日（木）※予定
二次審査結果の通知・公表	令和5年1月中旬 ※予定

## 5 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和3・4年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において「建築設計」に登録されていること。
- (4) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 参加希望者又は参加希望者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (8) 参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

### ア 資本関係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 市町村税、都道府県税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 単体企業での参加とすること。
- (12) 業務の一部を再委託する場合で、再委託先の協力事務所が令和3・4年度の岩見沢市の入札参加資格を有している者であるときは、指名停止期間中でないこと。
- (13) 平成24年4月1日から令和4年10月13日までの期間において日本国内で工事着手又は竣工した、300床以上かつ免震構造の病院の新築、改築又は増築に係る基本設計又は実施設計の元請としての業務実績を3件以上有すること。ただし、改築又は増築については、その設計対象部分が300床以上かつ免震構造のものに限る。
- (14) 平成24年4月1日から令和4年10月13日までの期間において日本国内で工事着手又は竣工した、多雪区域（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書による。）における延床面積10,000㎡以上の施設の改築又は増築に係る基本設計又は実施設計の元請としての業務実績を1件以上有すること。ただし、改築又は増築については、その設計対象部分が延床面積10,000㎡以上であること。

## 6 業務実施条件

参加希望者は、次の条件を全て満たす技術者を配置すること。

技術者	資格	経験年数	再委託	業務実績
管理技術者 (統括責任者)	一級建築士	13年以上	不可	・「5 参加資格要件 (13)」の業務実績のうち、管理技術者又は主任技術者 (建築総合) として3件以上 ・「5 参加資格要件 (14)」の業務実績のうち、管理技術者又は主任技術者 (建築総合) として1件以上
主任技術者 (建築総合)	一級建築士	5年以上	不可	・「5 参加資格要件 (13)」の業務実績のうち、主任技術者 (建築総合) として1件以上
主任技術者 (構造)	一級建築士又は 構造設計一級建築士	5年以上	不可	・「5 参加資格要件 (13)」の業務実績のうち、主任技術者 (構造) として1件以上 (ただし、同期間において日本国内で工事着手又は竣工した延床面積10,000㎡以上かつ免震構造の建築物の基本設計又は実施設計の業務実績のうち主任技術者 (構造) として1件以上の実績でも可)
主任技術者 (電気設備)	建築設備士又は 設備設計一級建築士	5年以上	可	・「5 参加資格要件 (13)」の業務実績のうち、主任技術者 (電気設備) として1件以上
主任技術者 (機械設備)	建築設備士又は 設備設計一級建築士	5年以上	可	・「5 参加資格要件 (13)」の業務実績のうち、主任技術者 (機械設備) として1件以上
担当技術者 (外構)	特になし	5年以上	可	・特になし

- (1) 上記の配置予定技術者は、公告時点において提出者の組織と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- (2) 上記の配置予定技術者における経験年数とは、次に掲げる実務に従事した期間を指す。
  - ア 建築物の設計 (建築士法第21条に規定する設計) に関する実務
  - イ 建築物の工事監理に関する実務
  - ウ 建築工事の指導監督に関する実務
- (3) 管理技術者 (統括責任者) は、各主任技術者 (建築総合・構造・電気設備・機械設備) 及び担当技術者 (外構) を兼ねることができない。
- (4) 主任技術者 (建築総合) は、他の各主任技術者 (構造・電気設備・機械設備) を兼ねることができない。ただし、担当技術者 (外構) との兼任は可とする。
- (5) 主任技術者のうち電気設備と機械設備に関しては、兼任を可とする。
- (6) 上記以外の兼任は不可とする。

## 7 参加表明手続

- (1) 参加表明に係る書類の提出

参加希望者は、次に定めるところにより参加表明に係る書類 (以下「参加表明書等」という。) を作成し、提出するものとする。

- ア 提出書類 別紙「参加表明書等作成要領」による。
- イ 提出期間 令和4年10月13日 (木) ~令和4年10月25日 (火) 午後4時必着
- ウ 提出先 岩見沢市 企画財政部 契約検査管理課
- エ 提出方法 持参又は送付 (書留等発送の事実を証することができる方法)
- オ 提出部数 原本1部及びデータ

(※データは、様式に従って記入し内容をPDF化し、CD-Rにて提出を行う。なお、CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること)

- (2) 本プロポーザルへの参加表明に関する質疑応答

本プロポーザルへの参加表明に関する質問は次に定めるところによる。

なお、質問事項は参加表明に関する事項に限ることとし、審査に関する質問は受け付けない。

- ア 受付方法 質問書（様式1）のデータ（Excel形式）を添付し、電子メールにより送信すること。  
メールアドレス： keiyaku@i-hamanasu.jp  
※ 件名を「新病院建設工事基本設計業務の参加表明に関する質問」とすること。  
※ 電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。
- イ 受付期間 令和4年10月13日（木）～令和4年10月20日（木）正午
- ウ 回答方法 電子メールで回答するほか、岩見沢市立総合病院ホームページで公表する。
- エ 回答期限 令和4年10月21日（金）

### （3）参加資格要件及び業務実施条件の審査

「5 参加資格要件」及び「6 業務実施条件」を満たすか確認を行い、令和4年11月1日（火）に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

- ア 参加資格を満たすと認められた者（以下「参加要請者」という。）にあつては、参加資格要件及び業務実施条件を満たす旨並びに技術提案に係る書類（以下「技術提案書等」という。）の提出を要請する旨
- イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件及び業務実施条件を満たさない旨とその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

## 8 技術提案書等

### （1）技術提案書等の提出

参加要請者は、次に定めるところにより技術提案書等を作成し、提出するものとする。

- ア 提出書類 別紙「技術提案書等作成要領」による。
- イ 提出期間 令和4年11月1日（火）～令和4年12月12日（月）午後4時必着
- ウ 提出先 岩見沢市 企画財政部 契約検査管理課
- エ 提出方法 持参又は送付（書留等発送の事実を証することができる方法）
- オ 提出部数 原本1部及びデータ  
（※データは、様式に従って記入し内容をPDF化し、CD-Rにて提出を行う。なお、CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること）

### （2）本プロポーザルの技術提案に関する質疑応答

本プロポーザルの技術提案に関する質問は次に定めるところによる。

なお、質問事項は技術提案に関する事項に限ることとし、審査や課題テーマに関する質問は受け付けない。

- ア 受付方法 質問書（様式8）のデータ（Excel形式）を添付し、電子メールにより送信すること。  
メールアドレス： keiyaku@i-hamanasu.jp  
※ 件名を「新病院建設工事基本設計業務の技術提案に関する質問」とすること。  
※ 電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。
- イ 受付期間 令和4年11月1日（火）～令和4年11月8日（火）正午
- ウ 回答方法 電子メールで回答するほか、岩見沢市立総合病院ホームページで公表する。
- エ 回答期限 令和4年11月15日（火）

### （3）参加の辞退

参加要請者が参加を辞退したい場合、次に定めるところにより辞退届を作成し提出すること。

- ア 提出書類 辞退届（様式13）
- イ 提出期限 令和4年12月2日（金）正午必着
- ウ 提出先 岩見沢市 企画財政部 契約検査管理課

エ 提出方法 持参又は送付（書留等発送の事実を証することができる方法）

## 9 技術提案の審査

### (1) 審査委員会の設置

プロポーザル実施から優先交渉権者の特定までを行うため、下記構成による「岩見沢市新病院建設工事基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

氏名	所属・職名
笥 淳夫	工学院大学 建築学部 学部長・教授
飯川 正裕	岩見沢市副市長
渡辺 亮	岩見沢市副市長
小倉 滋明	岩見沢市立総合病院 院長
高橋 典彦	岩見沢市立総合病院 副院長
原田 和幸	岩見沢市立総合病院 事務部長
坂野 靖文	岩見沢市 建設部長
池田 文隆	岩見沢市 建設部 建築課長
清水 一広	岩見沢市 建設部 建築課 建築担当主幹 兼 岩見沢市立総合病院 事務部 新病院建設準備室主幹

※審査委員会構成内訳 技術系委員：5名、事務系委員：2名、医療系委員：2名

### (2) 技術提案書等の審査

提出された技術提案書等に対し、審査委員会において次に定めるところにより2段階方式による審査を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 提出された技術提案書等の審査（以下「技術提案書等一次審査」という。）

イ 技術提案書等一次審査の通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングの審査（以下「技術提案書等二次審査」という。）

### (3) 技術提案書等一次審査及び結果通知

審査委員会において、次に定めるところにより審査を行い、技術提案書等二次審査の参加者を4者程度選定する。また、選定後に技術提案書等の提出者全員に対し「技術提案書等一次審査結果通知書」を送付し、技術提案書等二次審査の参加者に対しては「技術提案書等二次審査への参加要請書」も併せて送付する。

ア 審査実施日 令和4年12月23日（金）※予定

イ 審査項目 別紙「技術提案書等作成要領」に基づき審査する。

ウ 結果通知日 令和4年12月26日（月）※予定

### (4) 技術提案書等二次審査

審査委員会において、技術提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 実施日 令和5年1月12日（木）※予定

※日時及び実施場所の詳細は、技術提案書提出要請時に併せて通知する。

イ 出席者 技術提案書等二次審査への出席者は、配置を予定している管理技術者（統括責任者）及び主任技術者（建築総合）を含む4名までとする。

ウ 所要時間 プレゼンテーションに係る時間：10分以内 ※予定

ヒアリングに係る時間：40分程度 ※予定

エ 審査項目 別紙「技術提案書等作成要領」に基づき審査する。

オ その他 ・プレゼンテーションの内容は提出済みの技術提案書等のみに基づくものとし、

当日の別資料の配付は認めない。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、技術提案書等二次審査をオンライン（WEB会議）で行う、又は書類審査のみとする場合がある。
- ・対面方式で行う場合、病院側で準備するモニタを用いて説明できるものとするが、パソコンは参加者側で準備すること。

#### (5) 技術提案書等二次審査の結果通知及び公表

優先交渉権者の特定後、速やかに、技術提案書等二次審査の全ての参加者に対して「技術提案書等二次審査結果通知書」を送付するとともに、次のとおり公表する。

なお、参加者が1者のみであった場合は、審査委員会による採点の合計得点率が6割以上で、かつ受託候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。

ア 公表日 令和5年1月中旬 ※予定

イ 公表内容 優先交渉権者及び次点者の名称並びに技術提案書（様式11）、審査経過及び技術提案書等二次審査の参加者に対する講評

ウ 公表方法 岩見沢市立総合病院ホームページにより公表する。

エ その他 審査内容は非公開とし、結果及び経過についての問合せ並びに異議申立ては受け付けない。

### 10 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (5) 本プロポーザルの参加者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他、技術提案にあたり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

### 11 契約に関する基本事項

#### (1) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者が特定された後、市と優先交渉権者が協議を行い、必要に応じて別紙「岩見沢市新病院建設工事基本設計業務仕様書」の追加・修正等を行う。

#### (2) 契約の締結

市は優先交渉権者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、優先交渉権者との調整・協議が不調に終わった場合、次点者と交渉する場合がある。

#### (3) 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

#### (4) 契約書の作成を要する。

#### (5) 支払条件

原則として、完成払いとする。

- (6) 本業務に係る令和4年度補正予算若しくは令和5年度予算が議決されなかった場合、又は歳出予算が減額若しくは削除された場合には、本業務の契約締結を中止し、又は契約を解除することがある。この場合において、生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

## 12 その他

- (1) 本事業の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等の審査を行うため、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルに関し、参加者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (8) 本業務の受託者は、関連する他の業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。
- (9) 本業務の受託者が誠実に本業務を実施した場合は、基本設計完了後に予定している実施設計業務について随意契約を締結する場合がある。